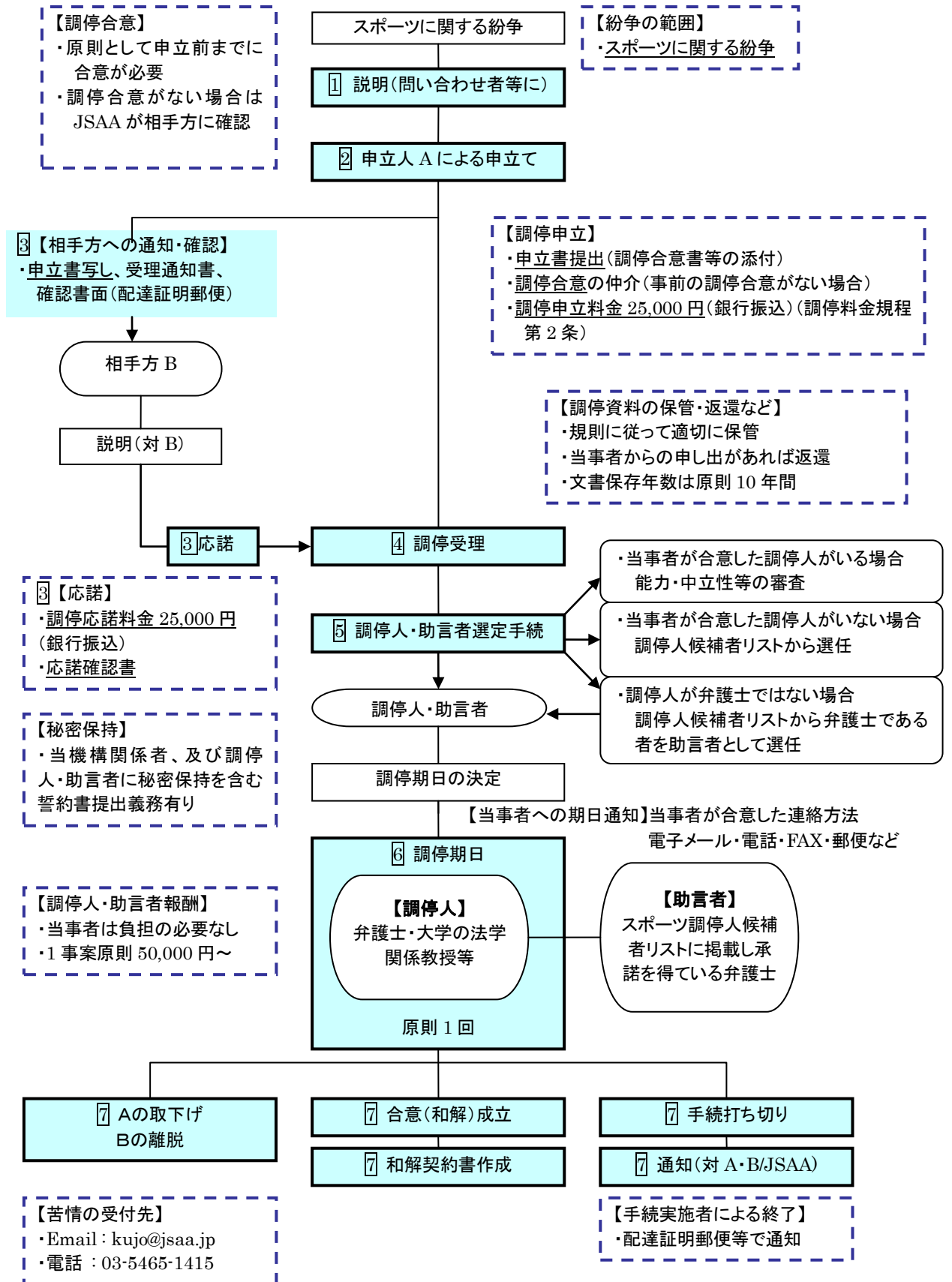


# スポーツ調停(和解あっせん)ガイド

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

◇特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則によるスポーツ調停手続流れ図



## 1. 紛争の範囲

スポーツに関する紛争

注：競技中になされる審判の判定に関する紛争及びスポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する処分に関しては、事実関係の確認のみにスポーツ調停手続を利用

## 2. 手続実施者の選任の方法

- ・当事者が合意した調停人がある場合：能力中立性等を審査し、選任
- ・当事者が合意した調停人がいない場合：調停人候補者リストから選任
- ・調停人が弁護士ではない場合：調停人候補者リストから弁護士である者を助言者として選任

## 3. 手続実施者の候補者の職業又は身分の概要

- ・調停人：弁護士・大学の法学関係教授など
- ・助言者：調停人候補者リストに掲載し承諾を得ている弁護士

## 4. スポーツ調停手続の実施に際して行う通知の方法

- ・相手方への通知・確認：申立書写し、受理通知書、確認書面を送付（配達証明郵便）
- ・当事者への期日通知：当事者が合意した連絡方法（電子メール・電話・FAX・郵便など）
- ・手続実施者による終了：配達証明郵便等で通知

## 5. 紛争の当事者が JSAA に対しスポーツ調停手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式

- ・調停合意：原則として申立前までに合意が必要、調停合意がない場合は JSAA が相手方に確認
- ・調停申立：申立書（当事者の情報、代理人の情報（代理人を立てる場合）、申立ての内容及び紛争の概要を記載）、委任状（代理人を立てる場合）、調停合意書（事前に合意がされている場合）を提出
- ・調停申立料金：25,000 円（銀行振込）
- ・調停応諾：原則として応諾確認書を提出
- ・調停応諾料金：25,000 円（銀行振込）

## 6. JSAA がスポーツ調停手続の申立てを受けた場合の、相手方当事者への確認等の手続

- ・相手方への通知・確認：申立書写し、受理通知書、確認書面を送付（配達証明郵便）

## 7. スポーツ調停手続において提出された資料の保管、返還その他の取り扱いの方法

文書処理保管規則に従って適切に保管（事務局の施錠可能なキャビネットに保管）、当事者からの申し出があれば返還、原則 10 年間文書保管

## 8. 紛争の当事者又は第三者の秘密の取り扱い方法

当機構関係者及び調停人・助言者に秘密保持を含む誓約書提出義務有（特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則第 20 条守秘義務参照）

## 9. 紛争の当事者がスポーツ調停手続を終了させるための要件及び方式

取下げ及び離脱の場合は原則調停手続書式 06 調停手続終了通知書を提出

## 10. 料金等について

- ・申立人：調停申立料金 25,000 円（銀行振込）
- ・相手方：調停応諾料金 25,000 円（銀行振込）
- ・調停人・助言者報酬：当事者は負担の必要なし（JSAA から銀行振込）、1 事案原則 50,000 円～

## 11. JSAA が行うスポーツ調停手続の業務に関する苦情の取り扱い

- ・苦情受付先：Email：kujo@jsaa.jp, 電話：03-5465-1415